

リウマチ財団登録薬剤師に関するQ&A

令和6年4月

公益財団法人日本リウマチ財団
リウマチ専門職委員会

問1 リウマチ財団登録薬剤師規則第3条のリウマチ性疾患の薬学的管理の実務経験について、具体的にはどういふことですか。

(答え) 薬剤師の資格取得後、通算3年以上の薬剤師実務経験があり、かつ1年以上のリウマチ性疾患の薬学的管理業務に従事した場合に申請資格があります。従事期間については、直近5年間の中で連続した1年間ではなく、数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上あれば可能ですので、申請書類のうちの「リウマチ性疾患薬学的管理等従事歴」に具体的な記載をお願いします。

問2 産前産後休業及び育児休業の期間は、リウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間に算入されますか。

(答え) 従事期間に算入されません。また、薬剤師実務経験の期間にも算入されません。

問3 リウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴はありますが、現在離職中のためリウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事していません。登録申請は可能ですか。

(答え) 登録日(毎年度10月1日)前、5年間におけるリウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間が数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上であれば、リウマチ財団登録薬剤師業務への復帰を前提に登録申請は出来ます。

問4 リウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は、複数の医療機関・保険薬局等で認められますか。

(答え) 複数の医療機関・保険薬局等であっても通算して認められます。ただし、登録日(毎年度10月1日)前、5年間におけるリウマチ性疾患の薬学的管理の従事期間が数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上なければなりません。

問5 リウマチ患者さんが希でも、リウマチ性疾患の薬学的管理業務に従事したと認められますか。

(答え) 患者さんが稀だと言う事だけでは判断いたしかねます。リウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は、登録日(毎年度10月1日)前、5年間について要件を定めており、従事歴の他にリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録も登録申請要件であり、それらを総合的に判断させていただきます。

問6 常勤職員でなくてもリウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は認められますか。

(答え) 医療機関・保険薬局等との間に雇用契約が明確に結ばれていれば、パート・非常勤・派遣等の非正規勤務のいずれの場合であっても、リウマチ性疾患の薬学的管理に従事していると認められます。

問7 リウマチ科を標榜していなくてもリウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴は認められますか。

(答え) 内科、整形外科等、リウマチ科を標榜していなくてもリウマチ性疾患患者さんを診療している医療機関はありますから、標榜していないからと言って認めないことはありません。リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録等と併せて従事歴を判断させていただきます。

問8 リウマチ性疾患の範囲を教えてください。

(答え) 別紙「リウマチ性疾患一覧表(2019/12/15追加)」の通りです。

問9 「慢性関節リウマチ」という診断名はありますか。

(答え) 日本リウマチ学会等の意見を踏まえて、2006年から「関節リウマチ」として関係法令が改正されております。

問10 リウマチ性疾患に「パーキンソン病」は含まれますか。

(答え) 「パーキンソン病」はリウマチ性疾患には含まれません。

問11 「若年性関節リウマチ」という診断名はありますか。

(答え) 現在の疾病分類では、「若年性特発性関節炎」です。

問12 登録販売者や調剤補助、事務等も登録申請できますか。

(答え) 本制度においては、わが国の薬剤師法に基づく薬剤師が対象となる制度です。したがってご質問の職種は対象となりません。

問13 同一施設の薬剤師が登録申請する場合、指導患者の重複は認められますか。

(答え) 病院・診療所・保険薬局等の患者数、申請者の勤務形態等の事情で、指導患者が重複することは致し方ありませんが、申請者個々人の知識、経験により、作成されるリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録であることから、内容が重複することはありません。

問14 リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を取り纏める際に心がけることを教えてください。(その1)

(答え) リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の記載例を参考にして下さい。記載例は、ホームページに掲載しています。

問15

リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を取り纏める際に心がけることを教えてください。(その2)

(答え)保険薬局に勤務されている方は、調剤録並びに薬剤服用歴等に則って記載するようになさして下さい。また、病院に勤務されている方においては、外来は薬剤情報提供料算定時の記録、入院は薬剤管理指導料算定の際の記録等に則って記載するようになさして下さい。

問16

リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を取り纏める際に心がけることを教えてください。(その3)

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導記録は、リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿の中から選択して作成して下さい。その際、申請者の判断で様式を改変することは認めておりません。申請書用紙の枠内に収まるよう対応して下さい。

問17

リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を取り纏める際に心がけることを教えてください。(その4)

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の様式については、令和5年度より簡略化されています。左上に明記している年度を確認し、該当する年度のものを使用して下さい。年度の違う様式は受理出来ません。

問18

リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を取り纏める際に心がけることを教えてください。(その5)

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導記録は、空欄やチェック無しを認めていません。合併症に対する治療薬や職業、既往歴が無い場合には「無し」とし、また転帰について継続中の場合は作成した年月を記入して下さい。

問19

更新申請時のリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の提出症例数を教えてください。

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿は、一律10例(抗リウマチ薬の調剤3例以上を含む)です。リウマチ性疾患薬学的管理指導記録は、次の2つから選択して下さい。

- 1)教育研修単位を12単位以上している場合は、3例(抗リウマチ薬の調剤2例以上を含む)です。
- 2)教育研修単位を6単位以上している場合は、10例(抗リウマチ薬の調剤3例以上を含む)です。

問20

更新申請時のリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録は、登録申請時と同じ症例で問題ありませんか。

(答え)5年間指導患者さんが同じ場合には致し方ありませんが、時代を反映した新たな知見をもとに、新・旧が混在したリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の作成を期待します。同一の患者さんであっても、治療薬や薬学的管理指導内容等が5年前と同一とは考えられません。

問21

更新登録時に、将来リウマチ性疾患の薬学的管理業務に従事する意思はありますが、現在はリウマチ性疾患の薬学的管理業務に従事していません。そのため、リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録を提出することが出来ません。どのようにすればよろしいですか。□

(答え)その場合には、リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録に代わり、「リウマチ性疾患患者名簿・指導記録提出困難理由書」を提出し、教育研修単位を20単位以上取得することで更新登録を進めることが出来ます。理由が妥当であれば、問題ありません。

問22 院内研修の単位認定はどのように扱われますか。

(答え)リウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師・リウマチ財団登録理学・作業療法士が講師として実施するリウマチ財団登録薬剤師研修カリキュラムに則った院内研修であれば、新規申請時は8単位(1単位=1時間)まで、更新申請時には6単位(1単位=1時間)まで単位が認められます。その場合は、所定の様式「院内研修記録」の提出が必要となります。「講師・指導者用」と「受講者用」で1セットとなりますのでご注意ください。

問23 院内研修は、30分や20分ずつ開催した場合でも認められますか。

(答え)院内研修を実施した時間を総計して、1時間(60分)あたりを1単位として認めます。同日また別日開催は問いません。ただし、所定の用紙(院内研修記録)は開催日ごとに記入して下さい。

問24 リウマチ財団登録薬剤師規則第3条第3項について、具体的に説明して下さい。

(答え)日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本臨床薬理学会の学術団体が主催した研修会の何れかに参加した場合に限り、新規申請時は5単位、更新申請時は3単位を単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。単位発行の手続きについては、財団事務局までご連絡下さい。

問25 現在勤務している病院でのリウマチ性疾患の薬学的管理の従事歴では資格要件を満たさないため、以前に勤務した医療機関・保険薬局等の記録を入手しようとしたところ、その施設が廃院となっており資料を取り寄せることができません。何か対応策はありませんでしょうか。

(答え)医療機関・保険薬局等が廃止又は休止したときには、医療法の規定により保健所に届け出るようになっております。管轄の保健所で、医療機関・保険薬局等の名称、所在地、廃止・休止の年月日や理由等を確認し、医療機関・保険薬局等がリウマチ診療・調剤業務をしていたこと、申請者がリウマチ性疾患の薬学的管理に従事した期間等を明記した書類を添えて、リウマチ性疾患薬学的管理等従事歴を記載して下さい。それらを総合的に判断させていただきます。

問26 登録申請後に転職した場合、何か対応する必要がありますか。

(答え)新しく就職した医療機関・保険薬局等でリウマチ性疾患の薬学的管理に従事している場合、また現在はリウマチ性疾患の薬学的管理に従事していないが将来リウマチ性疾患の薬学的管理に従事する意思がある場合は、特に対応することはありませんが、将来、リウマチ性疾患の薬学的管理に従事する意思がない場合には登録申請を取り下げてください。

問27 教育研修会等において発表した場合、リウマチ財団登録薬剤師規則第3条第1項第3号に定める教育研修単位と同条同項第7号の発表にかかる単位充当を重複して取得することができますか。

(答え)重複して取得することができます。また、発表演題が複数ある場合の発表単位は、それぞれ取得することができます。(例:発表演題が3回あるとすれば、発表単位は3倍使える扱いとなります。)ただし、抄録やプログラムに申請者の名前が掲載されていることが条件となります。

問28 治験患者が対象であるリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録に、製剤名を記入した場合に不都合が生じないでしょうか。

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿・リウマチ性疾患薬学的管理指導記録とも、様式上治験患者さんの明示を求めておりません。記載に当たっては、治験患者さん以外の患者さんと同様の記載で結構です。

問29 現在進行中の治験であっても単位充当は認められますか。

(答)既に終了した治験同様、単位充当は認められます。ただし、治験参加の単位充当は、新規申請時は10単位、更新申請時は6単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。治験等責任(分担)者が署名した治験等*業務従事証明書の提出が必要です。

問30 治験に参加しても治験コーディネーター(CRC)の資格を有しないと治験参加の単位充当は認められないのでしょうか。

(答え)治験コーディネーターの資格がなくても、リウマチ性疾患の治験に薬剤師として関わっていれば、単位充当は出来ます。

問31 治験はリウマチ薬でないと認められませんか。

(答え)認められません。リウマチ性疾患の治験に参加した場合に限り、単位充当することが出来ます。

問32 市販後臨床試験(PMS)のうち、全例調査に参加した場合、登録申請の単位充当を認められますか。

(答え)市販後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が義務づけた全例調査については、登録申請の単位充当を認めます。

問33 治験業務従事証明書の「2. 治験薬コード名」には、何を記入するのですか。

(答え)治験実施医療機関においては、「治験にかかる業務に関する手順書」、「治験実施計画書」を作成するよう厚生労働省令で決められております。治験薬コード番号は治験薬剤開発番号・記号であり、治験業務従事証明書はこれらを参考に記入して下さい。

問34 治験業務従事証明書の「4. 治験区分」の記入は、第1～第3相試験の別及び市販後臨床試験(PMS;第4相試験)を、記入すればよいのでしょうか。

(答え)第4相試験は、問32で示した市販後調査(PMS)のうち、市販後全例調査のみが対象となります。

問35 リウマチ財団登録薬剤師になるとどのようなメリットがありますか。

(答え)次のメリットがあります。

- ① 定期刊行物日本リウマチ財団ニュースの配信
- ② リウマチ月間リウマチ講演会、リウマチの治療とケア教育研修会の受講(参加)料割引
- ③ 登録証の交付
- ④ ピンバッチの授与
- ⑤ 日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰候補者を推薦
- ⑥ ホームページに掲載(都道府県別施設名・氏名・職種等)ただし、承諾された方のみ

問36 リウマチ相談員養成研修会に参加しました。単位に充当することはできますか。

(答え)新規申請は3単位、更新申請時は2単位を単位として認めます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみ、受講証明書の写しをもって単位充当が可能です。

問37 リウマチ専門職表彰について教えてください。

(答え)継続的にリウマチ性疾患に対する医療・ケアの向上に大きく貢献した者の功績を積極的に社会・国民に発信するため、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士を対象とした「日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰」制度を設けています。リウマチ財団登録薬剤師は、推薦者になることが出来ます。

問38 申請書等の記載事項を間違えたときに修正液を使ってもよいでしょうか。

(答え)修正液の使用は不適切です。訂正部分に二重線を引き、元の記載が見えるようにして修正印を押印して下さい。申請書は、財団ホームページからダウンロードすることが出来ますので、訂正等が容易なワードによる作成をお勧めします。

問39 申請書等の記載において枠をはみ出す場合、別紙に記載してもかまいませんか。

(答え)公正かつ適正な審査を効率的に行うため、所定の様式の改変は認められません。申請者の判断で別紙への記載や枠を広げることは不可といたします。申請書用紙の枠内に収まるようご対応下さい。

問40 申請書等の様式を自分で作成してもかまいませんか。

(答え)所定の用紙以外は不可です。財団ホームページからダウンロードされるか、財団事務局にご連絡をいただくか等により、所定の様式を入手してご利用下さい。

問41 文字数の制限はありますか。

(答え)リウマチ性疾患薬学的管理指導記録中、薬学的管理指導内容は400文字～500文字で作成して下さい。推奨するフォントサイズ値は10.5ptです。

問42 リウマチ専門職として、リウマチ財団登録薬剤師以外にも制度はありますか。

(答え)リウマチのチーム医療に関わる職種について、リウマチ財団登録薬剤師以外に、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、リウマチ財団登録理学・作業療法士制度があります。詳しくは、「リーフレット(リウマチ登録専門職制度のご案内)」をご覧ください。

問43 新規・更新登録申請時期はいつになりますか。

(答え)新規・更新ともに、毎年7月1日から9月30日(消印有効)になります。更新対象者には、毎年2ヵ月前を目安にお葉書にてその旨をお知らせします。申請書一式(原本1部・コピー1部)は、到達確認が可能な書留やレターパック等で送付して下さい。

問44 更新の期間は何年ごとですか。

(答え)5年間の更新制です。

問45 リウマチ財団登録医等による推薦医師署名欄は、勤務施設の医師によるものではないといけないのでしょうか。また、取得ができない場合はどのようにすればよろしいですか。□

(答え)他院でも、リウマチ財団登録医もしくは日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の資格を有する医師であれば構いません。また、推薦を得ることが難しい場合には「リウマチ財団登録医等推薦取得困難理由書」をご提出下さい。総合的に判断させていただきます。

問46 申請書において、氏名・所属医療機関等名を財団ホームページ等による公開について諾否を求めています。これはどのように使用されるのでしょうか。

(答え)患者さん、ご家族などが受診医療機関の検索に活用されることを目的に、財団ホームページに「登録医・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士の所属する医療施設」を掲載しています。リウマチ専門医療従事者勤務医療機関と氏名・職種などの公表により、社会への認知とアピールになり、受診する医療機関の検索の際にリウマチ専門職がいる施設であるアピールにもなります。

問47 申請にかかる費用を教えてください。

(答え)新規申請時には審査料1万円を、更新申請時には登録更新料1万円をそれぞれ納付して下さい。新規申請者には、合格後に登録料5千円が必要となります。

問48 申請書を提出してから「合否」までには、どれくらい時間がかかりますか。

(答え)リウマチ専門職委員会等による審査並びに合否判定後、登録承認となります。合否の通知は年明けの1月下旬になります。